

平成 28 年度第 3 回岩手県森林審議会林地保全部会議事録

- 1 開催日時 平成 29 年 2 月 14 日（火）13：30～15：00
- 2 開催場所 岩手水産会館 5 階 大会議室
- 3 出席者 別紙のとおり
- 4 会議次第 別紙のとおり
- 5 議事録 下記のとおり

発言者	発言内容
事務局	<p>ただ今から、平成 28 年度第 3 回岩手県森林審議会林地保全部会を開催いたします。「部会運営規程第 3 条の 3」では、会議は部会委員の過半数をもって成立することとなっております。当部会の委員総数は 5 名であり、本日、全委員が出席いただいておりますので、会議が成立していることを御報告いたします。</p> <p>また、「部会運営規程第 4 条」では、部会長が必要と認める者に部会の出席を求め、意見を聴くことができることとなっております、今回有識者の立場で富士大学の岡田学長のご意見をいただきたく出席をお願いしておりますことをお知らせいたします。</p> <p>それでは、開会にあたりまして岩手県農林水産部林務担当技監から御挨拶を申し上げます。</p>
阿部林務担当技監	<p>本日は、ご多用の中、森林審議会林地保全部会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>委員の皆様には、日頃から本県の森林・林業行政の推進につきまして御理解、御協力を賜り、この場をお借りして、改めて感謝申し上げます。</p> <p>さて、先週、県の平成 29 年度予算案が公表になりました。</p> <p>林業関係では、平成 28 年度当初予算額に比べ、10 億円増加した総額 189 億円余りとなっております。</p> <p>本格的な利用期を迎えている本県の森林資源を背景に、木材需要の増大に対応して、県産材の安定供給体勢の整備、新たな木材需要の創出や将来資源を確保していくため、再造林を促進するとともに、4 月からは、「いわて林業アカデミー」を開講し、現場で活躍できる林業技術者の養成にも、取り組むこととしております。</p> <p>一方、東日本大震災津波から 6 年目を迎え、残り野田村前浜の防潮堤の整備や、高田松原の海岸防災林の再生を着実に進めるとともに、昨年 8 月の台風 10 号災害への対応に、万全を期していきたいと考えているところでございます。</p> <p>こうした、施策を進めながら、本県林業の持続的な発展を図るとともに、森林の有する多面的機能を将来にわたって、発揮・保全させていくためには、森林の適正な利用を確保していくことが重要となっております。</p> <p>本日は、久慈市の太陽光発電施設設置にかかる林地開発許可 1 件と、軽米町の太陽光発電施設設置にかかる設備整備計画の同意 1 件について御審議頂きます。</p> <p>委員の皆様には、森林の開発による災害防止の観点や、秩序ある開発の実現に向けた、忌憚のない御意見を賜りますよう、お願い申し上げ、開会に当たっての御挨拶と致します。どうぞよろしく申し上げます。</p>
事務局	<p>次に、改めまして本日の出席者を御紹介させていただきます。</p> <p>部会長の下館祥二様です。川村冬子委員です。郷右近勤委員です。佐藤礼子委員です。猪内次郎委員です。</p> <p>富士大学学長の岡田秀二様でございます。</p> <p>続きまして、事務局の主な出席者を紹介させていただきます。</p> <p>林務担当技監の阿部です。森林保全課総括課長の漆原です。同じく、森林保全課の主任主査の佐々木です。主任の白藤です。</p>

	<p>最後になります。私は、本日の司会を務める小澤です。</p> <p>次に議事に入りますが、「部会運営規程第3条の2」の規定により、議長を林地保全部会長にお願いいたします。</p>
下館林地保全部会長	<p>それでは暫時、議長として議事の進行にあたらせていただきますので、よろしく御協力をお願いいたします。</p> <p>はじめに、次第3の報告事項の「10ha未満の林地開発許可について」事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>それでは、資料NO.1に基づいて御説明させていただきます。</p> <p>(資料NO.1により報告)</p>
下館林地保全部会長	<p>ただいまの事務局からの報告につきまして、御質問等ありましたらお願いいたします。</p> <p>無いようですので、次第4の審議に入りたいと思います。</p> <p>審議に入ります前に、本日の審議事項について、公開といたしますが、審議の過程において公開されていない事務、事業に関する情報の説明等が必要となった場合は、その時だけ非公開とさせていただきますことをお断りしておきます。</p> <p>それでは、これより審議に入ります。</p> <p>平成29年1月17日付けで岩手県知事から意見を求められました審議事項2件について次第に基づき、事務局から説明を願います。</p>
事務局	<p>それでは、</p> <p>久慈市侍浜町堀切第11地割地内の審議事項について説明します。</p> <p>(資料NO.2により説明)</p>
下館林地保全部会長	<p>ただいまの事務局からの説明へ御質問、御意見をお願い致します。</p>
猪内委員	<p>2つお伺いしたいです。今回、開発される土地の山林の所有者をもう一度、教えていただきたいことと、林況は伐採跡地が62%であり、スライドでも開発するところはほとんどが伐採跡地ですが、最初に計画があって伐採が進んだのか、それとも伐採した現況をみて、計画が進んだのか教えていただきたいと思います。</p>
事務局	<p>土地所有者は、侍浜牧野農業協同組合でございます。</p> <p>伐採は、平成27年から28年にかけて牧野農業協同組合が伐採したもので、計画とほぼ同時期に伐採されたものです。</p>
佐藤委員	<p>スライドの写真で説明のあった流末の排水施設についてですが、洪水のようなもので、排水施設が木でふさがれるとか、あふれた水がどこかに流れるといったことがあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>流末の排水施設がふさがれることのないように、常に管理していくものです。</p>
佐藤委員	<p>その管理は、どこかの会社がするのですか。</p>
事務局	<p>開発者が、管理していくものです。</p>
川村委員	<p>開発者の未来創電侍浜合同会社ですが、どのような会社なのか実態を教えてください。また、地元の牧野農業協同組合のメンバーが入っているのでしょうか。住所を見ると東京ですが。</p>
事務局	<p>未来創電侍浜合同会社というのは、久慈侍浜太陽光発電所を開発し、運営するための目的会社でございます。</p> <p>開発の中心になっている会社は、双日株式会社という総合商社の会社です。</p> <p>施設の管理は双日ミライパワー株式会社が行います。</p> <p>未来創電侍浜合同会社、双日株式会社、双日ミライパワーともに、東京所在の会社です。</p> <p>双日ミライパワー株式会社は、災害防止対策を行い、施設を管理していくこととなります。</p>

下館林地保全部会長	東京の会社ということだけでなく、もう少し説明していただけますか。
事務局	<p>双日株式会社は、総合商社として、全国的に事業を展開しているところであります。平成15年に設立しておりまして、資本金が約1608億円となります。</p> <p>次に、双日ミライパワー株式会社は、太陽光発電施設を管理する会社として設立され、双日株式会社が100%融資し、設立が平成28年です。</p> <p>双日株式会社の太陽光発電施設開発実績は、全国で4箇所、海外にも1箇所の実績であります。</p>
川村委員	未来創電侍浜一般社団法人は、久慈の地元の法人なのでしょうか？
事務局	東京の会社です。
川村委員	地元の方が何らかの形で関わっていける体制ができているのかどうかお聞きしたいです。
事務局	施設は双日ミライパワー株式会社が施設を管理しますが、その社員が久慈市に駐在して管理することとなります。
川村委員	地元の関連からいうと、土地が牧野農業協同組合の所有で、地代が土地所有者に支払われるということでしょうか。
事務局	はい。
岡田学長	<p>スライド示した会社説明資料では、資本金は未来創電侍浜一般社団法人出資とありますが、機関投資家と双日株式会社に既に100%の出資を確保し、その割合は、5割ではないのですか。</p> <p>さらに、双日株式会社の事業開発業務は完了とありましたが、何をもって完了したとしているのでしょうか。</p>
事務局	<p>機関投資家と双日株式会社に半分半分というのは匿名組合出資の割合となります。</p> <p>匿名組合出資と資本金については、後ほどご説明させていただきます。 (部会審議中に追加説明、「資本金は未来創電侍浜合同会社の設立のためのもの、匿名組合出資と借入金で事業を行うもの」と回答し、了承を得た。)</p> <p>2番目の質問の事業開発業務の完了については、双日株式会社が担当していた開発に係る準備等の大半の業務が完了したとし、現在は、双日ミライパワー株式会社が運営管理を担当しているものです。</p>
岡田学長	問題なのは、申請者は誰かということです。申請者が開発行為に対して責任を持っている会社かということが問題であり、申請した会社において、業務が完了したとして、手が離れるという位置づけになっているとすれば、支障があるのではないのでしょうか。
事務局	<p>あくまでも申請者は未来創電侍浜合同会社で、太陽光発電施設建設の現地ごとに目的会社を設立しているものです。</p> <p>メンテナンス等は双日株式会社が出資している双日ミライパワーにお願いするものであります。責任をもって開発を行うのは未来創電侍浜合同会社です。</p>
岡田学長	林地開発を行うのが未来創電侍浜合同会社で、それ以前も以後も双日株式会社と双日ミライパワーが行い、この会社は、開発行為を行うための会社ということですね。
事務局	はい。
岡田学長	800m先に集落があるようですが、ここの集落の人からは、意見を聴いているのか、聴いているのであれば、それら意見を添付資料に付けたほうがよかったですのではないですか。
事務局	土地所有者は牧野農業協同組合であり、自治会的存在でもありますので、地域も同意したということになります。
岡田学長	牧野農業協同組合の現在の組合員は、集落の自治会とまったく同じですか。

事務局	開発等については、牧野農業協同組合を通じて各集落に周知しているとのことで すし、反対意見もございません。
岡田学長	大事になってくるのは、保全協定、残置森林の管理に関する協定、それらが密接 に関わってくると思うのできちんと整理する必要があります。 それともう一つ、5ページの許可基準は、いつ決められたのでしょうか。
事務局	許可基準は、岩手県林地開発許可制度実施要綱により、定められているもので、 最終改正は、平成28年3月1日となります。また、林地開発許可制度が創設され てから、要綱はつくられており、何回か改正されて、今に至っております。
岡田学長	最終改正は最近で安心だと思いつつ同時に、排水施設の基準で10年確率雨量を基 準にすることについては、基準を決める時に何かかしの意見なり質問はなかった のでしょうか。 洪水調整池の設計基準は30年確率洪水流量が基準で、排水施設の10年確率雨量 を基準とするものと、整合がとれないし、近年の大雨となっている状況を見ると、 これでいいのかなと心配がするものです。
事務局	ご指摘のとおり、昨年8月の台風10号のように、これまでの基準が果たして、 適用できるのかどうかなど考えていかなければならないと思います。 林地開発に関しては、国でいろんな基準を定めてございます。国の基準をにらみ ながら必要に応じて適切に対処できるように基準の見直しを考えていきたいと思 います。 補足いたしますと、10年確率の排水施設につきましては、道路構造令に関する 他の法律の水準と同様の基準でまとめられております。林地開発許可制度のみの単 独のものではありません。 他の基準も視野にいれながら、改正するべきものは、改正しながら基準を保って きたものでございます。
岡田学長	現実には、近年、これだけの雨が降っていると様々な状況で被害が生じている事実 と、これまでと違い、東北、北海道に台風が勢力を保ったまま接近し、被害を及ぼ すことも想定され、そのような見通しの中で本当に大丈夫かということです。ここ で基準に適合するかとあって、許可及び同意をし、何か事があった場合、行政は責 任を持てるのかと。そこが問題です。
事務局	これまでも、岡田学長には開発行為について協議いたしまして、その都度、許可 条件の中で、集中豪雨に対する管理体制を構築し、不測の事態に対応するような管 理体制を構築することを求めて、許可しているところであります。 当然、降雨確率に対しましても、これが20年確率でいいのか30年、40年、100 年でいいのかどうかは、今後、検討しなければならないと思っております。 これまで、太陽光発電施設に係る審議事項においては、異常気象等の不測の事態 に対応するよう、パトロール等を強化し、異常事態があった場合は、速やかに対処 するよう取り組むことを、許可条件に附して、許可しているところであります。
岡田学長	それで結構です。 7ページの環境保全協定書〈事故時の措置〉第8条2行目に「別紙のとおり」と あるが、この別紙はどこにありますか。
事務局	別紙の内容は後でお示しいたします。
岡田学長	林地保全部会としては、そこは体制構築のところであり、きちんと確認してい かなければならないと思います。 (部会審議中に別紙を提示。岡田学長より、「資料は連絡網的なものであり、具 体的にどのように対応するかが必要」との意見をいただいたもの)
下館林地保全部会長	岡田学長が心配することもわかります。8月31日の台風10号では大変な状況で もありましたし、開発地の流末の排水施設に、4、5年生の細い木でも流れて詰ま って、惨事になる可能性もありますので、そういった不測の事態に備え管理体制を 整えていただきたいと思っております。

岡田学長	<p>気になるのは、切土、盛土量が多く、開発面積は約 25 町歩。そのほとんどが一旦、裸地化します。</p> <p>大雨により、土地の地下構造が壊れ、25 町歩が根こそぎ崩壊することも十分考えられます。行政から慎重に開発者に対して指導していただきたい。</p>
事務局	<p>これまでの太陽光発電施設開発につきましては、パネル設置個所以外については、排水施設を設置して排水処理をするとともに、それ以外については、開発計画によりますと、植生基盤吹付や種子吹付工を行って、緑化を図って、侵食を防ぐ対策を取ることになっています。</p>
岡田学長	<p>そうは言っても、大雨が降れば、緑化のみで葉が無い状態であれば地下に浸透していくということになるので、相当注意深く、さらに、しっかりと指導することを表明していただきたい。</p>
事務局	<p>ただいまのご意見に対しまして、そのような形で指導していきたいと思います。</p>
川村委員	<p>この事業の計画になります、3 ページの 4 の太陽光発電施設の概要に、20 年間の売電の後、どのような予定になっているのか、説明していただきたい。</p>
事務局	<p>事業計画期間が 20 年間ということで、その後、買い取り制度がまだ続くのであれば継続していくでしょうし、20 年後に事業を終了するというのであれば、施設は撤去の上、土地所有者が牧野農業協同組合でありますので、草地で返還されるということとなります。</p>
下館林地保全部会長	<p>岡田学長が心配している点について、十分に沿う形で進めることで、他に意見がなければ、原案のとおり許可することについてご異議ありませんか。</p>
委員全員	<p>異議なし。</p>
下館林地保全部会長	<p>それでは、付帯意見を附けまして、許可するようお願いいたします。 次に審議事項、2 件目について事務局から説明を願います。</p>
事務局	<p>それでは、資料 No. 3 をご覧ください。 九戸郡軽米町大字小軽米第 20 地割字尊坊地内の審議事項について説明します。 (資料 NO. 3 により説明)</p>
下館林地保全部会長	<p>説明が終わりましたので、質問をお受けいたします。</p>
川村委員	<p>今回の申請は、以前に折爪サービスエリアのかなり広い面積の開発案件がありましたが、前回を含む軽米町のエネルギー計画の一環と考えて間違いないでしょうか。</p>
事務局	<p>今回の申請は、軽米町再生可能エネルギー発電促進による農山村活性化計画に含まれております。</p>
下館林地保全部会長	<p>この場所も、地域の人達所有の山なのでしょうか。</p>
事務局	<p>所有者は地域の人々の所有で 20 名の個々の所有となっております。</p>
郷右近委員	<p>軽米町内の全体の計画については、どれくらいの計画となるのでしょうか。</p>
事務局	<p>軽米町再生可能エネルギー発電促進による農山村活性化計画では、太陽光発電は 430ha 開発するという計画になっております。</p>
下館林地保全部会長	<p>これまで 3 回の協議ですか。</p>
事務局	<p>今回で、3 回目の協議となります。平成 29 年度にも 1 箇所協議する予定となっております。 全部で 430ha 計画してところです。</p>
郷右近委員	<p>一つの町で大規模な開発が行なわれるということで、手続きもきちんといわれ、基準も適合しているでしょうが、これだけの開発で森林というよりも地域全体が大きく変化していくということとなります。 今回、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電</p>

	<p>の促進に関する法律によるものですから、農林業との発展といったところを、県行政の方でしっかりとやっていただきたいと思います。これは、意見というより要望です。</p>
事務局	<p>軽米町の方でもいろいろ考えており、申請者は軽米町めぐみ基金に売電収入の一部を寄付することとしており、過去の申請地も同様に寄付していただくものとしているものです。この基金が農林漁業の健全な発展に係る施策に使われるものです。</p>
下館林地保全部会長	<p>大変心配なのは、過去にも平成 11 年に軽米の雪谷川の氾濫で大水害が起きているので、災害への対応、吟味していただきたい。</p>
岡田学長	<p>町の森林整備計画におけるゾーニングは、何の機能でゾーニングされていますか。</p> <p>雪谷川は県の管理ですよね。普通は、水涵林に指定しているものです。そうでなければ、水涵を重点的に機能させるための森林の取扱いとし、そこに造林してできるだけ裸地化にしないというのが、常識だと思いますが、ここは水涵のための場所ではないか。</p> <p>林地開発許可制度の概要の 3 ページ目に開発行為が次の 4 つの要件のいずれにも当てはまらない場合は、許可しなければならない。このような法律の枠づけがありますが、ここに書いているのは、災害防止、水害防止、水の確保、環境保全で。この場所は、その 4 つの基準に適合させるのは困難ではないのかという思いが強いです。</p>
事務局	<p>軽米町が軽米町再生可能エネルギー発電促進による農山村活性化計画を作成した段階で、軽米町森林整備計画と整合を図るということになっております。</p>
岡田学長	<p>経済の仕組みからすれば、できるだけ所得を得て、生活を営む場所に、寄与していただくことが土地利用の一つ。しかし、土地があっても、公共事業でどんなにお金を沢山かけても災害で失ってしまいます。</p> <p>簡単にその土地に関する森林法の適用について、何の条件もなしに開発するということは、将来のことが心配です。</p>
事務局	<p>県では、軽米町再生可能エネルギー発電促進による農山村活性化計画と軽米町森林整備計画の調和が図られているか確認しており、公益的機能別施業森林区域と調和が図られているかの項目では、「開発行為区域を水源としている集落はなく、水源涵養機能は少ないこと。」、また「開発行為区域はなだらかな地形で山地災害防止機能への影響は少ない」ことから、調和が図られているとの判断がされたものです。</p>
岡田学長	<p>県の行政として、間違いのないものとしていただきたいと思いますし、県はその行政に対して、責任を果たすこと。今回の申請地は、雪谷川ダムが下流にあり、水が集まる場所である。さらにきちんとした指導が必要だと思ふ箇所であります。</p> <p>災害の原因が許可した区域であるということにならないようにしていただきたい。</p>
下館林地保全部会長	<p>岡田先生からお話があったように、県の方でもその辺のことを必要以上に指導していただいて、原案のとおりで同意することについてご異議ありませんか。</p>
委員全員	<p>異議なし。</p>
下館林地保全部会長	<p>ご異議なしということから、原案のとおりの内容で同意するようお願い致します。</p> <p>ここで、事務局へお返しします。</p>

事務局	<p>委員の皆様には、本当に大変ありがとうございます。種々、ご意見を頂戴いたしました。許可基準についても、今の現況に合わせて見直していくところは見直す必要があると思っております。</p> <p>当然、林地開発が災害の原因となるということはあつてはならないと認識しております。付帯等で許可及び同意にあたって、付けさせていただきたいと考えております。</p> <p>貴重なご提言ありがとうございました。</p>
-----	---

## 平成 28 年度第 3 回岩手県森林審議会林地保全部会

日 時 : 平成 29 年 2 月 14 日 (火)  
13 : 30 ~ 15 : 00  
場 所 : 岩手県水産会館 5 階  
大会議室

### 次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 報告事項

10ha 未満の林地開発許可 (平成 28 年 12 月 5 日 ~ 平成 29 年 2 月 13 日) について

【資料 NO 1】

4 審議事項

(1) 久慈市侍浜町堀切第 11 地割地内の工場・事業場の設置 (太陽光発電施設) に係る林地開発許可について 【資料 NO 2】

(2) 九戸郡軽米町大字小軽米第 20 地割字尊坊地内の工場・事業場の設置 (太陽光発電施設) に係る設備整備計画の同意について 【資料 NO 3】

5 閉 会



平成 28 年度第 3 回岩手県森林審議会林地保全部会出席者名簿

区 分	役 職 名	氏 名	摘 要
岩手県森林審議会 林地保全部会	部 会 長 委 員 委 員 委 員 委 員	下 舘 祥二 郷右近 勤 川村 冬子 佐藤 礼子 猪内 次郎	
有識者	富士大学 学 長	岡田 秀二	
事 務 局 岩手県農林水産部 森 林 保 全 課	林務担当技監 総括課長 技術主幹兼保全 ・ 治山林道担当課長 主任主査 主任主査 主 査 (青森県派遣) 主 査 主 査 (静岡県派遣) 主 任	阿部 義樹 漆原 隆一 小澤 幸彦 佐々木 敏明 土野 恵美子 関口 亨 田中 真一 森嶋 孝枝 白藤 清伸	
県北広域振興局林務部 二戸農林振興センター 林務室	森林保全課長 主任行政専門員 技術主幹兼 森林保全課長 主任行政専門員	千葉 幸司 野場 英義 佐藤 昭仁 佐々木 秀治	